

ポスト 2015 年開発アジェンダについて

平成 27 年 8 月

地球環境局国際連携課

【概要】

- 2015 年以降の国際開発目標として、持続可能な開発目標 (SDGs)、政治的宣言、実施手段及びレビュープロセス等を盛り込んだ統合的なアジェンダ。
- 特に SDGs は、持続可能な開発の 3 つの側面 (経済、社会、環境)に統合的に対応するため、先進国・途上国すべての国を対象とした普遍的な目標となっており、17 のゴール (別紙参照) と 169 のターゲットを持つ。
- 本アジェンダは、2015 年 1 月から 7 月にかけて行われている政府間交渉において議論され、同年 9 月の国連首脳サミットで採択される予定。
- 本年の G7 エルマウサミット及び OECD 閣僚理事会においても、その実施については我が国を含むすべての対象国がコミットしており、我が国としても、国内政策として履行していくことが求められている。

【持続可能な開発目標 (SDGs) とは】

- 持続可能な開発の 3 つの側面 (経済、社会、環境) に統合的に対応
 - 17 の目標、169 のターゲットから構成
 - 17 の目標のうち、少なくとも 12 が環境関連
- 先進国・途上国すべての国を対象とする普遍的目標
 - 開発目標だけではない (先進国 vs 途上国の 2 元論ではない目標)
 - 例：持続可能な消費と生産
 - 持続可能なライフスタイルと教育
 - 新たな課題 (エネルギー、防災等) にも対応

【アジェンダの実施に向けて】

- 世界全体、地域、国それぞれのレベルでの実施・フォローアップが必要。
- アジェンダが国内政策の基盤となる前提のもと、環境関係のゴール・ターゲットが国内のどの環境関連施策に該当するのか、昨年夏より検討してきた。
- 今後は、SDGs を受け、国際的にどのような政策が必要とされているか、また、どのような政策が可能かについて調査・検討を行い、省内関係部局と連携しつつ具体的な取組を進めてまいりたい。

SDGs: 17の目標と主なターゲット

別紙

1. 貧困撲滅

2. 飢餓撲滅、食糧安全保障、持続可能な農業

3. 健康的な生活の確保、福祉の促進

3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および病気の件数を大幅に減少させる。

4. 包括的かつ公平な質の高い教育の提供および生涯学習の機会の確保

5. ジェンダー平等

6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保

6.3 2030年までに、汚染の減少、有害な化学物質や物質の投棄削減と最小限の排出、未処理の下水の割合半減、およびリサイクルと安全な再利用を世界全体で大幅に増加させ、水質を改善する。

7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスの確保

7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

8. 持続可能な経済成長、完全に生産的な雇用、ディーセント・ワークの促進

9. レジリエントなインフラ構築、持続可能な産業化、イノベーションの拡大

10. 各国内及び各国間の不平等の是正

11. 持続可能な都市

12. 持続可能な生産消費形態の確保

12.1 持続的な消費と生産に関する10年枠組みプログラム(10YFP)を実施し、先進国主導の下、開発途上国の開発状況や能力を勘案し、すべての国々が対策を講じる。

12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じて化学物質やすべての廃棄物の環境に配慮した管理を達成し、大気、水、土壌への排出を大幅に削減することにより、ヒトの健康や環境への悪影響を最小限に留める。

12.5 2030年までに、予防、削減、リサイクル、および再利用(リユース)により廃棄物の排出量を大幅に削減する。

13. 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策

※UNFCCCが、気候変動交渉を行う国際的な場と認識。

13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略および計画に盛り込む。

14. 海洋資源の保全及び持続可能な利用

15. 陸域生態系、森林の保護・管理、生物多様性の損失の阻止

16. 平和で包括的な社会、司法へのアクセス提供、効果的で説明責任のある包括的な制度

17. 実施手段、グローバル・パートナーシップ